

令和7年度第1回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会
議事録

日時：令和7年8月1日（金）

午前10時から11時30分

場所：Z o o m開催

1 開会

司会 おはようございます。定刻より少し早いですが、委員の皆様がお揃いですので、ただ今から令和7年度第1回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を開会いたします。委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本日はZ o o mによるW e b会議形式での開催となります。会長と事務局は県庁の会議室から参加しております。私は、本日、司会を務めます千葉県環境生活部循環型社会推進課の大島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

次に事前にメールで送信した資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿のほか、資料1に関しては、本編と補足1から5までの計6種類の資料を御用意しています。資料2に関しては、本編と補足の計2種類の資料を御用意しています。このほか、審議会運営規定などの参考資料が計6種類です。以上でございますが、よろしいでしょうか。また、説明時や質疑において、該当する資料はZ o o mの画面共有機能を用いて御覧いただけるよう、事務局で対応しますので、こちらも併せて御活用ください。

次に、委員の皆様の留意事項について、お伝えします。カメラ機能は「オン」に、音声は「ミュート」状態でお願いたします。御発言の際には「手を挙げる」を押し、指名された後、音声を「オン」にしてお話しいただきますようお願いいたします。

続いて、委員の出席状況について御報告いたします。本日の廃棄物リサイクル部会は、委員数8名中、出席委員6名です。従いまして、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により会議は成立することを御報告いたします。なお、打越委員および松隈委員からは、所用により欠席との連絡を受けております。

また、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第10条第1項及び第11条第2項の規定により、原則公開となっております。本日の議題を踏まえ、公正かつ忠実な審議に支障がないと考えられますので、公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

司会 ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます。それでは、今回は傍聴人がおりますので、傍聴人の入室を行います。

(傍聴人入室)

司会 それでは、まず、御出席いただいている委員の皆様を御紹介いたします。

宮脇部会長でございます。

7月31日に御就任いただきました川口委員でございます。

岡山委員でございます。

藤倉委員でございます。

岩楯委員でございます。

中村委員でございます。

続きまして、県関係職員を紹介いたします。

環境生活部次長の庄山です。

環境生活部環境対策監の渡邊です。

環境生活部環境研究センター長の小泉です。

環境生活部循環型社会推進課長の石田です。

環境生活部廃棄物指導課長の在原です。

環境生活部ヤード・残土対策課長の勝又です。

以上です。よろしく願いいたします。

2 千葉県環境生活部次長挨拶

司会 それでは、開会に当たり、次長の庄山から御挨拶を申し上げます。

庄山次長 皆様、おはようございます。環境生活部次長の庄山でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、千葉県環境審議会廃棄物リサイクル部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政に多大な御指導を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

当部会は、廃棄物の処理や資源循環の推進に関わる重要な事業について御審議いただくものであり、本日は第11次千葉県廃棄物処理計画の骨子案について御審議をお願いいたします。この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により策定が義務付けられている法定計画であり、今年度は現行計画の最終年度にあたることから、次年度以降5年間の第11次となる次期計画の策定に

ついて、環境審議会に諮問させていただいたところでございます。

循環型社会の形成に向けては、昨年8月に閣議決定された国の循環型社会形成推進基本計画においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の直線的な経済から、資源を最大限に活用し廃棄物を減らす循環経済への移行を推進する方向性が示されています。県の計画においても、これらの要素をしっかりと取り込んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

3 廃棄物・リサイクル部会長挨拶

司会 続きまして、宮脇部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

宮脇部会長 おはようございます。千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会長の宮脇でございます。本日はお忙しい中、部会に御参集いただきまして委員の皆様方、誠にありがとうございます。

廃棄物・リサイクル部会は、千葉県環境審議会を構成する一つの部会として、廃棄物処理や資源循環の推進に関する重要事項を審議することとなっております。本日は、千葉県における循環型社会の形成や、廃棄物の適正処理の推進に向けた基本的な計画である「第11次千葉県廃棄物処理計画の策定について」、御審議いただくこととなっております。現行の第10次計画の策定から4年以上が経過しており、その間、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、近年であると循環経済等の新しいキーワードも出てきております。ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進、廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化しております。これらの状況を踏まえた新たな計画の策定が求められておりますので、委員の皆様から忌憚のない御意見などをいただきたいと考えております。様々御意見あるかと思いますが、円滑な進行に御協力をお願いします。簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

司会 宮脇部会長、どうもありがとうございました。それでは、議事に移りたいと思います。

議事進行につきましては、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、部会長が会議の議長となることとされておりますので、宮脇部会長にお願いいたします。

4 議題

(1) 第11次千葉県廃棄物処理計画の策定について

宮脇部会長 早速議題に入りたいと思います。議題に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、議事録署名人を岡山委員と藤倉委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

岡山委員・藤倉委員 承知しました。

宮脇部会長 ありがとうございます。議題(1)は、「第11次千葉県廃棄物処理計画の策定について」でございます。千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、本年7月1日付けで環境審議会会長から当部会に付議されております。事務局より資料の説明をお願いいたします。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 千葉県環境生活循環型社会推進課の渡邊でございます。私から、第11次千葉県廃棄物処理計画、千葉県食品ロス削減推進計画について御説明させていただきます。説明につきましては、資料1のみを使用させていただきます。資料1の各補足資料や資料2につきましては、この後の質疑応答の際に必要なに応じて御覧いただく予定です。説明につきましては、40分程度を想定しております。

それでは、スライド2をお願いします。

廃棄物処理計画、食品ロス削減推進計画、ごみ処理広域化・集約化計画について御説明いたします。廃棄物処理計画は、廃棄物処理法の規定に基づき策定するもので、現計画である第10次千葉県廃棄物処理計画が今年度で終期を迎えるということから、次期計画である第11次千葉県廃棄物処理計画を今年度末までに策定するものです。計画期間は令和8年度から12年度までの5年間となります。

また、現計画では、廃棄物処理計画を食品ロス削減推進計画としても位置付けておりまして、食品ロスに関する取組などを記載しているところでございます。次期計画においても同様に、食品ロス削減推進計画としても位置付けてまいります。

また、スライドの下の方にあります「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」につきましても現計画に位置付けておりまして、次期計画にも同様に位置付ける予定となっております。ごみ処理施設集約化計画につきましても、追加説明させていただきます。先ほど廃棄物処理計画にごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を位置付けていると説明させていただきましたが、令和6年度

から新たに2050年度までを計画期間とすろごみ処理の長期広域化・集約化計画の策定を別途行っているところとございます。

こちらの新計画は令和8年度末を目途に策定予定であり、策定後は廃棄物処理計画に記載されている現計画を新計画に統合することを考えております。

スライド3をお願いします。

次に、今後のスケジュールなどを御説明いたします。次期計画は本部会にて3回御審議いただくことを考えており、本日が1回目として骨子案の御審議、次回11月上旬頃に2回目として素案の御審議、最後に、12月のパブリックコメントや市町村への意見照会でいただいた意見を踏まえた上で最終案を作成し、令和8年1月に御審議いただく予定としております。その後、年度内に公表することとしております。

なお、昨年度末の当部会でスケジュールを示した際には、素案の審議を10月中とさせていただいたところではありましたが、関係者間で調整させていただいた結果、11月上旬頃に開催させていただく事になりましたので、御承知おきいただければと思います。委員の皆様には改めて御連絡いたします。

また、次回11月に御審議いただく素案は、廃棄物処理計画の完成系に近いものとなりますので、非常にボリュームのある資料になるかと思いますが、皆様から様々な観点で御意見を頂戴できればと考えております。

スライド4をお願いします。

骨子案の御説明に入る前に、現計画に定める目標値の達成見込みなどにつきまして御説明させていただきます。各項目のここ10年間の推移や、そのほかの項目の状況などの詳細につきましては、資料2及びその補足資料にて記載しておりますが、今回の説明では時間の都合上、資料2の説明は割愛させていただきます。

現計画で定める目標の達成見込みでございますが、表の1番右側を御覧ください。最新の情報が令和5年度の実績値になりますので、そこと比較し、目標年度である令和7年度に達成できそうかどうか、「○」、「×」、「△」で示しております。「○」は令和5年度時点で達成しており、令和7年度の達成が見込まれるもの、「△」は令和5年度時点では達成していませんが、令和7年度には達成する可能性があるもの。そして、「×」は令和7年度において達成が難しいものとなっています。

まず、「○」の項目から御説明いたしますと、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分量が減少し、令和5年度時点で令和7年度目標を達成できております。これは、一般廃棄物の場合、焼却残さをこれまでの最終処分から熔融して資源化させるという処分方法に変更した市町村があったことや、新たな熔融炉の稼働があったことなどが考えられます。また、産業廃棄物の場合では、ばいじん

の再生利用率が上がったことなどにより、最終処分量が減ったためと考えています。

一方、一般廃棄物及び産業廃棄物のどちらも出口側循環利用率の目標が達成できておらず、5年前と変わらず横ばい傾向にあります。

また、排出量につきましては、令和2年から4年はコロナ禍により大きな変動があったものの、一般廃棄物及び産業廃棄物のどちらも減少傾向にありますが、一般廃棄物の排出量以外は達成が難しい状況となっています。そういった状況であり、県としては目標をしっかりと達成していくため、さらなる排出抑制や再資源化の強化を進めていく必要があると考えております。

スライド5をお願いします。

既に第10次まで改定を重ねている計画ですので、大きく内容が変わったというものではありません。その上で、現計画から次期計画において大きな変更点をまずは見ていただきたいと思います。

ここでは、現計画と次期計画の構成を比較し、変更箇所を赤字で示しております。変更箇所は大きく3点ございます。

まず1点目といたしまして、2050年に向けた将来ビジョンを示すことといたしました。これは端的に県が目指す方向性を示すことで、県民、事業者、市町村が長期的な視点で取り組むことができるようにとの考えから新たに設けるものでございます。

2点目は、「第1章 計画の基本的事項」、「第2章 社会の動向」、「第3章 県の廃棄物処理の現状」ときまして、「第4章 県が取り組むべき課題」を示しており、現計画では10個の課題を示していますが、こちらを1増1減したいと考えております。具体的には、「不適正ヤードへの対策」を新たな課題として追加し、「PCB廃棄物の適正処理の推進」を削除しようと考えております。理由につきましては、別のスライドで御説明いたします。

最後3点目の変更といたしまして、展開する施策において、元々ありました「3Rの推進」を「循環経済への移行の推進」に変更しております。このほか、「廃棄物分野の脱炭素化の推進」を新設したことにより、4項目としておりました施策数が5項目となりました。こちらにつきましても、新設した理由を後ほど別のスライドで御説明させていただきます。

以上3点が次期計画で大きく変更を予定している点となります。

スライド6をお願いします。

ここから、先ほど説明いたしました3つの変更点の詳細について御説明します。

まず、将来ビジョンについてですが、繰り返しになりますが、25年後の2050年に向けたビジョンを示すこととしており、県民、事業者、市町村が

長期的な視点で廃棄物関連の取組を行えるよう方向性を示したものです。将来ビジョンは、『めぐる経済、まもる環境』～豊かな千葉を次の世代へ～としました。「めぐる経済」ですが、言葉からもお分かりのとおり、循環経済の移行を意識した言葉としております。これは国が国家戦略として掲げたことや、現在策定中の千葉県総合計画の中でも、循環経済の移行を施策項目として掲げる予定としていることから、「めぐる経済」といたしました。25年後を意識した場合であっても、循環経済への移行を目指すということは変わらないとの考えから、将来ビジョンとしました。

また、「まもる環境」につきましては、千葉県は首都圏に位置し、交通の便が良いことなどから、従前から不法投棄が後を絶たないということがあり、廃棄物行政に力を入れてまいりました。現在では、その立地の利便性から不適正ヤードの問題が出てきており、全国に先駆けて規制する条例を制定するなど、次々と起こる環境問題に対応してきたところでございます。今後も、今は想定し得ない問題が出てきたとしても率先して取り組んでいくという県の姿勢は変わらないことから、県として環境を守っていくという意味で、「まもる環境」といたしました。

副題の「豊かな千葉を次の世代へ」については、1番下に小さく赤字で示しておりますが、上位計画であります千葉県環境基本計画の将来の姿をワンフレーズでまとめたものとなっております。

スライド7をお願いします。

後ほど御説明するとしていました課題の1増1減と施策の脱炭素について御説明いたします。

まず、(1) 県が取り組むべき課題に新たに加える「不適正ヤードへの対策」につきましては、将来ビジョンのところでも御説明しましたヤード関係の問題があり加えるものでございます。近年、条例を制定し規制した金属スクラップヤードだけではなく、千葉県には自動車ヤードも非常に多く存在しますので、どちらも不適正ヤードを一掃できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、PCBにつきましては、大きく高濃度と低濃度の廃棄物に分かれますが、高濃度PCB廃棄物は既に処分期限が到来し、新たに見つかるものはあるものの、ほとんど適正処理ができていう状況でございます。低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和8年度末であり、まだ時間は残されておりますが、民間の焼却施設を国が認定して処分してまいりまして、県としましても引き続き処分の指導などは行ってまいります。こういったことから、現計画でも記載しているとおり、施策の「有害廃棄物の適正処理の推進」の中で、引き続き「PCB廃棄物の適正処理の推進」という取組を進めていきますが、一定の進展が見られていることから、県が取り組むべき課題から「PCB廃棄物の適正

処理の推進」は除こうと考えているものでございます。

(2) 展開する施策において新たに「廃棄物分野の脱炭素化の推進」を追加することにつきましては、国が定める第五次循環型社会形成推進基本計画の中でも、脱炭素と資源循環が一体となって推進していく必要があるとされております。また、近年プラスチック資源循環促進法や再資源化事業等高度化法などの再資源化と脱炭素化の両立が求められる法律が相次いで制定されておりました。大規模な工場等が集積し、結果的に廃棄物や温室効果ガスを大量に排出する臨海工業地帯を有する千葉県におきましても、率先して取り組むべき施策であると考えております。様々な分野でカーボンニュートラルを進めている中、廃棄物分野におきましてもしっかりと進めていきたいと考え、施策として新設することといたしました。

スライド8をお願いします。

ここからは、骨子案の詳細について御説明させていただきます。皆様から御意見をいただきやすいように、現計画からの変更点を赤字としております。赤字部分を中心に御説明いたします。先ほど計画の構成でも御覧いただきましたとおり、将来ビジョン、計画の基本的事項、社会の動向、廃棄物処理の現状として整理しております。

まず、「1 計画の基本的事項」につきましては、計画策定の背景、策定方針、計画の位置付け、計画期間などを記載しております。ここでは、計画策定の背景の部分を出口側の循環利用率の伸び悩みなど、現在の課題に合わせて修正しております。このほか、最新の国の基本計画や方針の策定年月などを時点修正しております。

次に、「2 社会の動向」ですが、県外と県内の動向を国の第五次循環型社会形成推進基本計画に記載されていることを中心に記載していく予定としております。

「3 県の廃棄物処理の現状」につきましては、現計画で基準年としている平成30年度と最新の令和5年度の数値を比較し、この5年間でどのような状況になっているかをまとめることとしています。抜粋して一部御説明いたしますと、「3.1 一般廃棄物」の(7)災害廃棄物対策では、災害廃棄物処理計画の策定状況といたしまして、平成25年当時3市だったものが、令和3年に25市町村、そして令和5年度末には全54市町村が策定を完了しております。

また、「3.3 第10次計画の目標の進捗状況」として、スライド4で見ていただきました目標の進捗状況を整理することとしています。

スライド9をお願いします。

このスライドでは「4 県が取り組むべき課題」、「5 基本方針と計画目標」、「6 展開する施策」について記載しています。

まず、「4 県が取り組むべき課題」につきましては、(1)では既存の課題の3RにRenewableを加え、(7)の脱炭素とつながるような地球温暖化対策を加えているほか、(10)に先ほど御説明いたしました不適正ヤード対策を追加するなど、課題と施策が紐づくよう整理しております。

次に、「5 基本方針と計画目標」につきましては、1つ目として「5.1 本計画の基本方針」はもともと持続可能な循環型社会の構築としていたものを、将来ビジョンや施策と整合を図るため、循環経済への移行に修正しております。

2つ目「多様化する新たな問題への対応」では、不適正ヤードへの対策、担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、新たな課題だけではなく、以前から課題となっていたものも、より対応を強化すべき課題として提示するようにしております。特に循環経済への移行に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、ICT・デジタル技術の活用といった業界横断的な対応が必要になる課題にも柔軟に対応していくことを記載しています。

3つ目「県民の安全・安心の確保に向けた体制強化」では、現行計画の災害廃棄物の記載に、条例に基づく指導や立入りの実施等により不適正ヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化するという記載を追加しております。これは、条例の制定やヤード・残土対策課という新たな課の創設など、県で実際に体制強化を行っていることから記載したものでございます。

「5.2 計画目標」につきましては、次のスライド以降で詳細を御説明いたしますので、ここでは説明は割愛させていただきます。

次に、「6 展開する施策」です。先ほど御説明しました「(1) 循環経済への移行の推進」でございますが、主な項目として7つ掲げております。変更点といたしましては、「市町村と連携した3Rの推進」という項目を、「市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進」に変更しております。また、(1)の3、4、5としまして、ごみをそもそも排出しない排出抑制の取組、廃プラスチックに代表されるごみとして排出されたものを再資源化する取組、そして、再資源化したものを使っていくことで初めて循環経済が成り立ちますので、循環資源を利活用していく取組、このような項目立てに分けることといたしました。

次に、新設する「(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進」でございますが、主な項目を3つ掲げることとしています。ここは新設する施策であるため、他の施策と違って、現時点で県がどのような取組を考えているのかというものがわかるよう、具体的な取組を例で2つずつお示ししております。

1つ目は「廃棄物処理施設の脱炭素化の促進」を掲げる予定としています。これは、いわゆる施設整備などのハード面での取組をまとめることとしていま

す。具体的には、ごみ処理施設の広域化・集約化計画に関する記載のほか、県で行っている交付金事業などの高効率発電や熱回収施設の整備を促進する取組を記載する予定です。

2つ目の「脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進」では、バイオマス資源の活用の推進やS A F等の製造・導入支援の取組を考えております。

(1) 5の「循環資源等の利活用の促進」と似通ってきますが、こちらでは同じ再資源化した資源の中でも、主に燃料として再生利用されるなど、より脱炭素化が見えるような取組を分類して、(1)と住み分けをしていきたいと考えております。

最後に、3つ目の「人口減少等に対応するICTやAIの効果的な活用」です。ハード面も少し含まれますが、1つ目と対になるよう、いわゆるソフト面の取組を記載できればと考えております。具体的には、廃棄物の収集等処理体制の効率化・省力化の促進や、AIとロボット技術による廃棄物の自動高度選別の実用化促進を掲げる予定です。まだまだ先進的な部分もあり、導入が難しい面もあるかと思っておりますが、補足資料にあります事業者へのヒアリングなど、実用化している市町村や民間企業の事例をお聞きしておりますので、そういった先進事例の展開などを行えればと考えています。ヤード関係の取組は「(3) 適正処理の推進」に加える予定です。

「7 計画の推進」としまして、施策の評価などを行い、これまでと同様に、毎年度末に当部会で報告させていただき、ホームページで公表する予定としております。

スライド10をお願いします。

最後に、目標値の設定について御説明させていただきます。

廃棄物処理計画の目標値としましては、原則、令和7年2月に改定された国の基本方針の目標値をベースにする予定です。①のとおり、まず国の基本方針に基づく目標値を基本としていますが、②のように国の基本方針に基づく目標値を設定しますと、令和7年度時点で達成する可能性がある項目などにつきましては、厳しめとなる現計画の目標値を踏襲する、そういう考え方でいきたいと考えております。

また、なお書きで記載しておりますが、国の基本方針で「一人一日当たりごみ焼却量」が新たな指標として追加されたため、新規の目標項目として県としても追加していきたいと考えております。

食品ロス削減計画の目標につきましては、現計画もそうなのですが、下線部分にありますとおり、県の施策効果が直接反映されるものではないことから、独自の数値目標は定めないこととし、国の削減目標の達成に貢献できるよう、本県の特性を踏まえた施策を推進することとしたいと考えております。これに

つきましては、国では事業系と家庭系でそれぞれ目標を設定しているものの、2段落目にありますとおり、国の食品ロス量は全国の食品廃棄物量や食品ロス率により推計を行っており、県の食品ロス量もそれをさらに推計して算出しているため、県の施策の結果が直接見えないということで、目標を定めないこととしています。

スライド11をお願いします。

具体的な目標値についてですが、先ほどの考え方にに基づき設定しております。例えば、一般廃棄物の排出量で御説明しますと、国は基本方針で、令和4年度の数値から9%削減して、令和12年度に3,700万トンにするとしています。県の場合、最新の数値である令和5年度を基準年度としており、国の令和4年度と直接比べることができないため、国の基準を令和5年度比に置き換えることで削減割合を県で試算しました。そういたしますと、国は、令和5年度基準で8%削減となりますので、県の令和5年度の排出量である194万トンに8%削減した178万トン以下、こちらを目標としています。基本的にこのような考え方で令和12年度目標値を設定しております。

これに当てはまらない項目が2つありますので御説明いたします。まず、上から2つ目の「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」でございます。1番右の考え方の欄を御覧ください。こちらは、国が大幅な削減が難しいため、前方針より削減量の少ない目標値としたことで、国の削減割合に合わせて設定いたしますと、県の目標値は467gとなります。県の実績は平成30年度で507g、令和5年度で482gとなっておりますので、近年の傾向からすると、467gでは令和12年度を待たずに令和7年度には達成する可能性がありますので、現計画の440gを踏襲することとしました。

スライド12をお願いします。

もう1つが「産業廃棄物の排出量」です。産業廃棄物の排出量は、企業の経済活動が活発になるとどうしても増える傾向にありますので、国は増加してもやむなしといたしまして、増加を1%に抑えるものとしています。県に当てはめると、令和5年度に1,875万トンですので、令和12年度には1,893万トンになります。県としましては、近年の県内の傾向を見ましても、コロナ禍での例外的な年はありましたが、排出量は減少傾向にありますので、可能な限り排出の抑制を行いたいと考えておりまして、現計画の1,690万トン以下を目指したいと考えております。これは令和5年度から約10%の削減となります。

以上が骨子案等の説明となります。御審議のほど、どうぞよろしく御願いたします。

宮脇部会長 ありがとうございます。計画の骨子案について丁寧に御説明いただきました。ただ今の説明につきまして、御意見、御質問などございましたら委員の皆様方どうぞよろしく願いたいします。

岡山委員 御説明ありがとうございました。私から3点意見させてください。

今回の第11次計画は、整備計画も含め、カーボンニュートラルまで含めるということで、25年先の2050年までを見据えた計画になるということです。そうすると、例えば25年という期間は、今建設している、あるいはこれから建設される廃棄物処理施設の次の更新時まで考えなくてはいけないということになるかと思います。

ところが現在御存知のように、建設費の高騰のために、多くの自治体で廃棄物処理施設が建設できないような状況が起こっています。この計画の中にもあるように、これから25年を見据えて集約化・広域化ということのを当然考えてはいるわけですが、そのうち広域化が望まれるごみ焼却施設は計画として入っているのですが、問題はリサイクル施設のような中間処理施設です。このような施設で処理される資源ごみは、基本的には一部事務組合で統一化されているというよりは、各市町村で独自に回収品目を決めて収集されることが多く、そのため自治体で単独のリサイクル施設のような中間処理施設を持たなくてはいけない場合があります。ところが、その建設・維持管理ができない状況が今後考えられます。

この計画において、サーキュラーエコノミーへの移行、特にプラスチックに関しては非常に強く打ち出されていることは百も承知しています。一方で、千葉県においては、全自治体のうちプラスチック回収をしている自治体数は約20に留まっているのが現状です。こういった資源に関しては、広域化・集約化を考えていかななくてはいけないことをこの計画の中に盛り込んでいくことは重要だと思っています。

そこで、まず1つ目として、プラスチックをはじめ資源循環の促進のために、広域化した一部事務組合又は域内の市町村における資源ごみの品目統一の調整を県には是非お願いしたいと思います。このほかに、市町村がプラスチックの分別回収を実施するための進め方や費用に関する情報提供、さらに可能であれば施設建設に関する支援も含めて、強くお願いしたいと思います。

次に2つ目として、一般廃棄物収集運搬業者やリサイクラーの方々に関するものです。サーキュラーエコノミーへの移行といっても、処理費用は20～30年変わっていない状況で、待遇の悪さによる人材不足が深刻化しています。こういった方々がいなくなれば、ごみ処理そのものが進まなくなります。一般廃棄物の処理について、県から言いにくいことは十分理解しています

が、各市町村へ収集運搬費用及び処理費用の引上げを要請していただきたいと思ひます。引上げが難しい自治体には、県が何らかの支援をしていただくようお願いしたいと思ひます。

最後に3つ目ですが、広域化・集約化を進めるに当たり、これによるリスクも考えなくてはならないと思ひます。例えば、広域化・集約化した廃棄物処理施設が事故などで長期間使えなくなった場合、近隣でバックアップできる体制をとることが困難になる場合があります。そのために必要なことは、事故を極力減らし、なくすことです。昨今問題になっているリチウムイオン電池内蔵の小型電子機器の対策が極めて重要だと考えます。温暖化対策のための待遇改善として、現場作業員の方々は現在ファン付き作業着を着用しています。一般市民の方々が持っているハンディファンも含め、こういった小型ファンが爆発的に普及しています。今後これらの製品が冬場やシーズン前に廃棄されるケースが増えていくことが予想されます。こうしたファンは指定再資源化製品ではないため、ファン付きのごみはすべて市町村で受けることとなりますが、これらのごみの廃棄方法が非常に分かりにくいのが問題です。ハンディファンの外装はプラスチックなので、ハンディファンがプラスチックごみに混入することもあり、実際にそれで事故が発生しています。したがって、こういった機器の廃棄について自治体への再度の注意喚起を県として行っていただきたいと思ひます。また、呼び方が統一されていないリチウムイオン電池内蔵の小型電子機器について、千葉県として名称や廃棄ルールを定め、全市町村に対して情報提供や調整を行っていただければと思ひます。

私からは以上3点です。

宮協部会長 岡山委員、ありがとうございました。それでは、事務局からコメント等お願いします。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 1点目の25年後を見据えた市町村の資源化施設に関する御意見については、現在、県では一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画の策定に向けて取り組んでいるところです。今年度は、広域化・集約化を検討するためのブロック区割りを行い、今後、ブロックごとに設置する協議会において廃棄物処理体制等の検討を進めていきます。協議会の中で資源化施設についても、資源ごみの回収方法など、県と市町村でどのようなことができるかを検討していきたいと考えております。

2点目は一般廃棄物処理に係る労務費の関係になるろうかと思ひます。国からも令和6年9月に労務費の適正な価格転嫁に関する通知が出されており、県からも市町村に対して当該通知内容をお知らせしているところです。また、市町

村から受託事業者へ適正に転嫁された委託費が支払えるよう促すため、国の通知で示されている入札や契約手続に関する留意事項等について、県では研修会や会議など様々な機会を通じて事例を示しながら説明していきたいと考えています。適正な委託費の支払いにより一般廃棄物処理業者の賃金上昇や労働環境の改善が図られるよう、県としても周知に努めてまいります。

最後に3つ目のリチウムイオン電池への対応については、県としても課題であると認識しています。現行計画においてもリチウムイオン電池の記載はありますが、第11次計画ではどのような対策が具体的に取ることができるか、引き続き検討してまいりたいと考えています。

宮脇部会長 ありがとうございます。岡山委員よろしいでしょうか。

岡山委員 はい。リチウムイオン電池への対応は待ったなしの状況であるので、あまり悠長に「いつまでも検討」とおっしゃらず、各市町村との協議を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

宮脇部会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、藤倉委員よろしく願いいたします。

藤倉委員 私からは4点申し上げます。

まず、計画の構成についてです。スライド8から9にかけて、新しい計画案をお示しいただきました。スライド8右側の「3 県の廃棄物の現状」には、廃棄物処理の統計的なものが記載されるのかと思ったのですが、ストックヤードの話や食品ロスについては記載が見当たりません。食品ロスについては目標値を立てないとのことですが、廃棄物処理計画を食品ロス削減計画としても位置付けているのであれば、県の現状としてストックヤードや食品ロスについて触れてもよいのではないかと思います。「4 県が取り組むべき課題」のところに現状が書かれるのかもしれませんが、統計として3の方に記載してもよいのではないかという印象です。

2つ目はスライド9の「6 展開する施策」に関するものです。循環経済という割には、廃棄物の話しかしていない印象が強くあります。国の基本指針はそうかもしれませんが、自治体はもう少し自由に国以上のことを取り組めるはずです。特に上流側、つまり循環した資源を実際に使う段階の話も入れなければ循環が成立しないと常々思っています。例えば、行政によるグリーン購入で再生品を活用するのはもちろん、民間企業による脱プラスチックの取組なども、この廃棄物処理計画の中で言及してよいのではないかと思います。そうしなけ

れば、循環経済の輪が閉じないと考えていますので、御検討いただきたいと思
います。

3つ目は、目標値の設定についてです。今回示された計画目標はこういうこ
となのだろうと理解していますが、これも循環経済に関連します。以前、国の
環境白書にもあったかと思いますが、例えば産業廃棄物について
「県のGDPを産業廃棄物排出量で割る」といった形で、廃棄物は減らしつつ
経済を動かす「環境効率性」あるいは「廃棄物効率性」といった指標をサブ指
標として設けても良いのではないかと考えておりますので、御検討ください。

最後4点目は、岡山委員の御意見と似ていますが、私は脱炭素を計画に盛り
込むことに大変賛成です。その上で、脱炭素に加えて「廃棄物処理業における
適応」という観点を入れても良いのではないかと思います。御承知のとおり、
この暑さの中で5年後に現在の収集体制が継続できるかという労務面の課題も
ありますが、正常に機能できるのかという問題があります。こうした状況に対
してあらかじめ手を打っていく「適応」という視点も計画のどこかに入れても
良いのではないかと考えます。これは参考意見程度で結構です。

宮脇部会長 ありがとうございます。重要な視点がいくつか含まれていたと思
います。御回答いただける項目がございましたら、お願いします。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 1点目のストックヤードと食品ロスの
現状については、素案では委員の御指摘のとおり「3 県の廃棄物処理の現状」
においてお示ししたいと考えております。

2点目のグリーン購入については、県ではグリーン購入を実施していますが、
民間による脱プラスチックの取組に関しては、御意見として受け止め検討を進
めていきたいと思っております。

3点目の県のGDPと産業廃棄物排出量の関係については、現時点ではその
ような指標はありませんが、御意見をいただきましたので、そういった指標を
設定できるかどうか検討していきたいと考えております。

4点目の廃棄物処理業における適応については、脱炭素の推進の中で、人口
減少等に対応するICTやAIの効果的な活用という観点から、処理体制の効
率化・省力化に向けて何かしらの取組を検討していきたいと考えております。

なお、3点目の関連として、GDPと天然資源等の投入量についてですが、
県独自の天然資源等の投入量のデータは現在持っておりませんので、指標を設
定できるかどうかも含めて検討していきたいと考えております。

宮脇部会長 今回の藤倉委員のコメントは、まだ骨子案の中には十分取り込まれ

ていない内容が多いように思いますが、この点でよろしいでしょうか。

藤倉委員 はい。天然資源等の投入量までは申し上げていませんでしたが、上流側の件については、是非いろいろと御検討いただければと思います。ありがとうございました。

宮脇部会長 藤倉委員どうもありがとうございます。それでは、中村委員お願いいたします。

中村委員 スライド5の右側にある第11次計画の構成を見たところ、第6章の2の(1)で「3R」という言葉がなくなっていることについて、もったいないと感じました。3Rは小学校の子どもたちにも随分浸透してきていますし、県が使う言葉は非常に影響力があると思いますので、3Rという言葉がなくなるのはとても寂しいですし、どうなのかなと感じています。

また、これに関連して、スライド9の右側6にある「(1)循環経済の移行の推進」において「1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進」とありますが、これは具体的にどういうことを指しているのかお答えいただきたいと思います。

さらに、現行の第10次計画で家庭の一般ごみの排出量を減らすための様々な提案がありましたが、すでに多くの方が実践しているものが多いと思います。その中で私からの提案として、可燃ごみのうち生ごみが全体の約30%を占め、その8割が水分であることから、水分を減らすことが可燃ごみの減量に直結すると考えます。例えば、ペットのおしっこシートも、濡れてずっしり重たいまま出すより、少し乾かしてから出すなど、そういった工夫もできるのではないかと思います。以上です。

宮脇部会長 ありがとうございます。それでは、御回答等よろしくお願いいたします。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 スライド5において、第11次計画で「循環経済の移行」に変わることで、3Rという単語がなくなったのではないかと御指摘ですが、スライド9の「取り組むべき課題」の中で、引き続き県民、事業者と連携した3Rについて記載しております。第11次計画では、さらに「3R+Renewableの推進」として取組を位置付けています。先ほど委員からRenewableでは具体的にどのようなことを行うのかという御質問をいただきましたが、我々が考えるRenewableの意味は、

従来再生できなかった資源への依存度を減らし、再生可能な資源へ置き換えることを指しています。これは脱炭素化の取組とも関係しており、例えばバイオプラスチックなど再生可能資源への切り替え促進などが挙げられます。県としても、バイオマス利活用に関する研修会などを実施していますので、そういった場を通じて情報発信など行っていきたいと考えております。

司会 家庭系ごみの排出量削減に関する提案としてペットシートなどを乾かして水分を減らすことが、ごみ排出量の削減につながるのではないかと委員の御指摘は、もったもだと思えます。第10次計画においても、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標を達成するため、家庭でできる取組として生ごみの水切りや食べ過ぎ・食べ残しを減らすなどの行動が既に掲載されています。こうした取組を一層進めることで、第10次計画では達成が困難な目標である一人一日当たりの家庭系ごみ排出量440g以下を第11次計画で達成できるよう、取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 もう1つ、私から3Rに関する具体的な取組について申し上げます。現在、ちばエコスタイルの推進やプラスチックごみ削減に向けた様々な取組を進めております。第11次計画においても、ちばエコスタイルなどの取組を引き続き推進していきたいと考えております。

宮脇部会長 中村委員、いかがでしたでしょうか。先ほどタイトルとして3Rがほしいという中村委員のコメントがございました。その点についても、県で御検討いただければ嬉しく思います。ありがとうございます。

中村委員 ありがとうございます。

宮脇部会長 それでは、続きまして岩楯委員、よろしく願いいたします。

岩楯委員 食品ロスの削減は非常に大切なことだと思いますが、スライド9の6の(2)の2に脱炭素についての取組が記載されています。このうち「バイオマス資源の活用の推進」については、食品ロスを削減しようとしても現実的に食品ロスは発生してしまうので、それをバイオマス資源としてどのように活用するのかを明確にした方が良く考えます。

また、6の(1)の「4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進」についてですが、現実的にはプラスチックを再生しても、それを使用してくれるところがまだまだ少ない。国を含めて、様々な方面で再生プラスチックを利用しよ

うという機運はあるのですが、実際にはなかなか使っていただけない。いくら再生プラスチックを製造しても、なかなか売れないというのが現実なので、その点について県としても、利用促進につながる施策をより強く進めていただきたいと思います。

さらに、今後多く発生すると見込まれる産業廃棄物として、橋脚などインフラで使用されていたコンクリートがあります。コンクリートは再生砕石に加工されますが、道路など用途が限られており、使いづらく利用先が減っている現状があります。受入量は決まっているものの、再生砕石を売却しないと受け入れられないという状況もあります。再生プラスチックと同様に、出口戦略についても県でも少し考えていただけるとありがたいです。

また、先ほど岡山委員がおっしゃっていたように建設費の高騰などの理由により市町村ではリサイクル施設などの廃棄物処理施設が今後建設するのが難しいという点について、民間で受入れは可能だと思います。ただし、民間が計画を立てる場合、許可等の手続を含めて少なくとも3年半から5年はかかってしまい、計画当初から5年後には状況が変わってしまう可能性があります。そのため、県としても手続に係る時間短縮に向けた協力や支援をお願いしたいと思います。

最後に、一般廃棄物の収集体制についてです。岡山委員からも御意見がありました。現実的に我々が収集業務を行う中で、夏場は特に厳しい状況です。的確な解決策はありませんが、例えば県が音頭を取って、土曜日、日曜日は収集しない「週休二日制」を各市町村で導入していただければ、状況はかなり改善されるのではないかと思います。日曜日は既に収集していないところが多いと思いますが、土曜日も休みにすることを含めて検討いただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

宮脇部会長 ありがとうございます。それでは、御回答等よろしく願いいたします。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 ありがとうございます。まず1つ目ですが、食品ロスとバイオマスとのつながりについてです。「6 展開する施策」の(1)に「食品ロスの削減」を記載しております。こちらでは、バイオマスとのつながりは重要な要素として出てくると考えていますので、しっかり検討していきたいと考えております。

2つ目は、再生プラスチックの利用についてです。再生はできても、製造業者が利用してくれないという御指摘ですが、資料1の補足4にも記載しているとおり、業界団体からも「リサイクル材を製造業者に使用してもらう必要があ

るが、処理業者側で適した売却先を見つけることが難しい。」という声をいただいています。県としても、プラスチックなど資源物のリサイクルは重要だと考えており、例えば利用側の製造業者と排出事業者・処理業者のマッチングの場を設けるなど、リサイクル業者とのつながりを強化する働きかけをしていきたいと考えております。

次に、再生砕石やコンクリートの関係ですが、これも出口戦略として重要な課題であり、現在、関係部局とも協議を行っているところです。引き続き連携しながら対応を検討していきますので、御理解いただければと思います。

最後に、廃棄物処理施設の設置期間短縮についてです。現在、設置にはおおむね3年以上かかるという御意見をいただきました。また、業界団体とのヒアリングの中でも「県で担う手続を迅速化するなど制度面での配慮を求める。」という声をいただいています。この点については、廃棄物指導課から補足いたします。

在原廃棄物指導課長 廃棄物指導課の在原でございます。こちらにつきましては、「再資源化・高度化法」などが今後制定され、完全施行される予定です。これは脱炭素化と資源循環を一体的に促進する趣旨を踏まえたものですが、今後、国からどのような政省令が示され、県がどのような役割を担うことになるのかは、まだ明確になっていない部分があります。そうした中で、県が担う部分について、手続の迅速化などを含め、検討していきたいと考えております。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 このほか、市町村への運搬業務に関する週休二日制の導入について、県から市町村へ働きかける件ですが、県としても、業界からこのような声があることを市町村に伝えていきたいと考えております。以上です。

宮脇部会長 ありがとうございます。岩楯委員よろしいでしょうか。

岩楯委員 はい。ありがとうございました。

宮脇部会長 それでは、続きまして川口委員、よろしく願いいたします。

川口委員 私からは生活者の目線から、計画の内容に関して感じた点を申し上げます。まず、3Rについてですが、「3R+Renewable」ということではあるものの、再生の過程でCO₂を排出してしまいます。佐倉市では「4R」の一つとして、「リフューズ」、つまり不要なものを最初からもらわない、ごみに

なるようなものをもらわないという考え方を計画に掲げています。この観点も計画に入れていただけるとありがたいと思います。また、ファストファッションのように大量購入・大量廃棄する流れがありますが、物を大切にし、本当に必要なものだけを使うという意識づけも重要だと考えます。

次に、リチウムイオン電池についてです。最終的にどこへ持って行けばよいのか分かりづらく、民間事業者のホームページを見ても理解しにくい場合があります。国でも対応が進んでいると思いますが、普及が急速に進んでいる今こそ、県として分かりやすく「ここに持って行けばよい」という出口情報を早急に周知していただきますようお願いいたします。

続いて、生ごみについてですが、コロナ禍で家庭用コンポストが普及した面もあります。しかし、その方法を知らない方も多く、市町村よりも広い視点を持つ県が、具体的な事例や方法を提示することで、市町村や市民に気づきを与えることができると思います。コンポストは肥料として活用できる利点もあるため、この点も推進をお願いしたいです。

このほか、ごみ処理施設の広域化については、岡山委員からも御指摘があったように、広域化によりリチウムイオン電池による火災などでごみ焼却施設が使えなくなった場合、代替施設が遠方となる可能性があります。また、日常的に廃棄物を遠距離輸送することはCO₂排出の増加にもつながります。千葉県は広いので、広域化を進める際には、地域の実情に合わせ、自治体が小規模で自前の処理を希望する場合は、その意向を尊重するようにしていただきたいと思っています。

最後に、働き方の問題です。持続可能なごみ収集・処理を続けるためには、人材を大切にしなければなりません。特に夏場の厳しい環境下で働く方々のために、岩楯委員が述べられた週休二日の確保を周知徹底するなど、働きやすい職場環境を作っていくことが非常に重要だと思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

宮脇部会長 ありがとうございます。それでは、御回答をお願いいたします。

渡邊循環型社会推進課資源循環企画室長 ありがとうございます。まず、3R + Renewableの部分についてです。佐倉市で4Rの取組を行っているというお話をいただきました。計画の中では、例えばコラムのような形で、市町村の先進的な取組を紹介することも考えておりますので、佐倉市の取組も参考にさせていただければと思っております。

次に、リチウムイオン電池の件です。繰り返しになりますが、リチウムイオン電池による火災は県としても大きな課題であると認識しています。現行計画

にもリチウムイオン電池に関する取組を定めており、県としての具体的な対応については、次回の素案までに改めて検討していきたいと考えております。

続いて、生ごみのコンポストの普及啓発についてです。コンポストに関しては、現計画でも掲げており、県としても家庭でのごみ排出削減につながる具体策について、引き続き検討してまいります。

続きまして、ごみ処理施設の広域化については、災害や火災時に施設を集約しすぎると、代替施設が遠くなってしまうという御指摘も理解しています。ただし、今後2050年に向けて人口減少が進む中、市町村職員やごみ処理業務の担い手が減少していくことが予想されます。そのため、単独の自治体で施設を維持していくのは難しく、広域化・集約化を進めることが、持続可能な適正処理の確保の観点からも重要だと考えています。もちろん、地域の実情も考慮する必要がありますので、現在進めている広域化・集約化計画の中で、今後開催するブロック協議会等を通じて市町村と協議を進めてまいります。

最後に、人材確保の観点からごみ収集業務の週休二日制についてですが、先ほども申し上げたとおり、県から市町村に御意見を伝えていきたいと考えております。以上です。

宮脇部会長 ありがとうございます。川口委員いかがでしょうか。

川口委員 はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

宮脇部会長 川口委員、様々な視点から御指摘いただきましてありがとうございます。私からも申し上げますが、現在はまだ骨子案の段階ですので、本日いただいた多くの御意見について精査いただき、さらに反映させて形にさせていただけるものと考えております。

1点、私から申し上げたいのは、指標がやや厳しいのではないかという点です。いくつかの委員からも御指摘があったかと思いますが、家庭系の廃棄物については、既に積極的に取組を進めている方も多く、その中で協力度を高めるのは容易ではありません。今回特に「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標値については、千葉県の設定値はかなり厳しいと個人的には感じています。国も、これは決して諦めたわけではありませんが、組成調査や地方公共団体の収集体制等を踏まえ、現状すぐに解決できない課題であるため、数値を見直したのではないかと思います。高い数値を示すことは大事ですが、この数値の達成は5年間という期間では難易度が高いのではないかと考えています。なお、目標値を緩和すべきという意見ではありません。

また、先ほども委員の皆様から生ごみについての御意見がありましたが、自

治体での取組は進められており、積極的な方は家庭でコンポストを利用されています。一方で、コンポストが難しいという声もよく聞かれます。そのため、県から各市町村に対し、「こうすればもう少し普及が進むのではないか」といった周知方法や工夫のアドバイスを行うことも有効ではないかと感じます。以上、コメントでした。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

宮脇部会長 本日は骨子案ということで、まさに次の計画の骨組みの御紹介でした。先ほど、それぞれの委員の皆様から幅広い御意見をいただきました。例えば、2050年を見据えたサーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルに関するお話もありました。また、広域化・集約化については、3名ほどの委員からそれぞれの立場でコメントをいただいております。その他、細かな点では、物価高騰や処理費に関するコメントもいただいております。また、一般市民や事業者の方々にも循環経済の理解がまだ十分に浸透していないという共通点も見られました。この点については、県としてこの廃棄物処理計画だけでなく、脱炭素や循環経済の考え方をより広く発信し、理解を深めていただければと感じました。本日いただいたその他の細かな御意見についても、県の方で御検討いただければと思います。

それでは、本日の委員の皆様からの御意見は以上ということによろしいでしょうか。

(各委員了承)

ありがとうございます。また、多くの参考資料も添付されておりますので、少しお目通しいただいた上で、今後御意見などございましたら、メールで事務局までお寄せいただければと思います。ただし、集約の都合上、事務局からは8月8日頃までにとのお話をいただいております。できるだけお目通しいただければと思います。

それでは、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、第11次千葉県廃棄物処理計画の素案作成に向けて作業を進めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

宮脇部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からの御意見を踏まえ、事務局において計画素案の作成作業を進めていただくようお願いいたします。以上で議題1の審議事項を終

いたします。ありがとうございました。

(2) その他

宮協部会長 続きますして、議題2「その他」について、事務局から何かございますか。

司会 今回特にございません。

宮協部会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題は以上で終了いたしましたので、傍聴人の方は、ここで御退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

宮協部会長 円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

5 閉会

司会 宮協部会長、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回千葉県環境審議会廃棄物リサイクル部会を閉会いたします。長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。